

令和8年4月8日

保護者の皆様

板橋区立高島第二中学校
校長 小泉良太

中学校のきまりについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、学校は多くの生徒が生活する場所であり、事故等を未然に防ぐために生徒一人ひとりがお互いにルールやマナーに気を付けながら過ごしていく必要があります。年度の始めにあたり、生徒への注意事項を下記の通り挙げましたので、ご家庭でも同様にご指導いただきたく、よろしく申し上げます。

記

1 服装

(1) 登下校

標準服を着用する。事情がある場合は学校指定の体操着とする。下校後の再登校の場合も同様とする。ただし、部活動の再登校は、各部で決められた服装でよい。怪我等により異なった服装をする場合は、事前に担任に申し出て(保護者が生徒手帳に記入するか電話連絡をするなどして)許可を得る。

(2) 標準服【令和4年度より、夏服・冬服の衣替えの時期は設けていない。】

<Aタイプ>

冬服 上 着…紺地のブレザー(2つボタン、ボタンは校章入り)

ズボン…グレー系チェック柄(ノータック、シングル裾)

シャツ…白のワイシャツ(ボタンダウン、開襟等は不可)。

※インナーを着用する。

ネクタイ…指定のネクタイ(ブルー系、フック式)

夏服 上 着…指定の白地のポロシャツ(学校マークのワンポイント、胸ポケットなし)

※インナーを着用する。

ズボン…グレー系チェック柄(ノータック、シングル裾)

<Bタイプ>

冬服 上 着…襟に紺と白の2本線が入ったセーラー型ブレザー

(3つボタン、ボタンは校章入り、上着は脱着可能)

シャツ…白のワイシャツ(ボタンダウン、開襟シャツは不可)

※インナーを着用する。

スカート…紺地にブルーのチェック柄

リボン…指定のリボン(ブルー系、フック式)

夏服 上 着…指定の白地のポロシャツ(学校マークのワンポイント、胸ポケットなし)

※インナーを着用する。

スカート…紺地にブルーのチェック柄

<共通>

靴…運動に適した紐付きの運動靴(体育で使用するので安全性、機能性に配慮する。)

バッグ…学校指定のバッグを使用する。

上履き…学年色の指定の上履きを使用する。

靴下・防寒具…靴下・防寒具についての制限は設けない。

※登下校時等に気温が高いときは、熱中症予防のためブレザーを脱いでもよい。

2 服装に関する身だしなみ

(1) 体育着

教室内で体育着のまま授業を受けることは、原則として認めない。

(2) 通学靴

安全と身だしなみの立場から、かかとをつぶして履かない。ひもをきちんと結ぶ。

(3) 上履き

「つま先」と「かかと」に記名する。

(4) ベルト

黒で無地のものとする。極端に細いものや、バックルに目立った装飾のあるもの、高価なものは禁止する。

(5) アクセサリー

ピアスや指輪、ネックレス等のアクセサリ類は身に付けない。

3 頭 髪

(1) 脱色・染色、パーマ等は禁止する。

4 校内生活

(1) 登校時間

8時20分までには校門を通過し、8時25分までに教室に入り着席する。8時25分の時点で生徒の安全確保のため全ての出入口を施錠する。8時25分を過ぎて登校する場合は、バス停前の門から敷地内に入り1階主事室前昇降口から校舎内に入る。グリーン通行帯を通過して生徒昇降口に行き、上履きに履き替える。その後、職員室で遅刻の報告(遅刻カード記入)を行う。

(2) 下 校

日課時程表により下校時間が決まっている。5校時までの授業の時は14時45分、6校時までの授業の時は15時45分とする。放課後用事のない生徒は速やかに下校する(特に居残りをしている友達を待たないようにする)。なお、早退する時はバス停前の門から下校する(下校時間前、正門は施錠されているため)。

職員会議や保護者会等がある場合は一度下校し、再登校して活動する。ただし、会議中に実施される学習会に参加する生徒は、そのまま残ることができる。

最終下校は、3月から10月までは18時30分、11月から2月までは18時とする。

(3) 授 業

授業の準備をし、チャイムで着席する。特別教室への移動は休み時間内に完了する。始めと終わりの挨拶をきちんとする。授業中は、迷惑行為や私語をせず、真剣に授業に取り組む。

(4) 休み時間

休み時間は、次の授業の準備をする時間とする。トイレは原則、学年のフロアを使用する。昼休みは校庭に出て遊ぶことができる。

無断で他の教室や立ち入りを制限されている区域に入らない。特別教室、非常口、非常階段、4階よりの階段や屋上入口、体育館裏、その他危険な場所には立ち入らないようにする。

教科係の生徒は、次の授業の先生と連絡をとり、必要な教材・教具を揃えるようにする。

(5) 挨拶

校内で先生方や主事さん方、外来の方に会ったら、挨拶または会釈をする。

(6) 職員室の出入りについて

入室時は入口で「失礼します」「〇年〇組の〇〇です」赤いラインで「〇〇先生いらっしゃいますか」もしくは、「〇〇先生お願いします」と声をかけて先生を呼び、指示を待つ。また、退出時は「失礼しました」を忘れずに行う。

(7) 廊下での過ごし方

多くの生徒が行き来する場所なので、公共マナーを身に付け、事故や怪我のないように過ごす。特にふざけ合いや鬼ごっこ、座り込んで話す等、公共マナーに反することのないようにする。

(8)公共物

学校の施設・設備・用具は大切に使う。「汚さない」「傷つけない」「壊さない」の三原則を守る。

(9)不要物

学校に必要なものを持ってこない。不要物を発見した場合は学校で預かり、指導後に返却する。場合によっては保護者に来校してもらい、返却する。

(10)昇降口

一般生徒の登校後、生徒昇降口のドアを施錠する。体育授業時は1階主事室前昇降口より出入りする。その際、昇降口廊下のマットの上を歩いて移動する。放課後は昇降口が解錠されるので、昇降口から下校する。

(11)貴重品

貴重品(検定料や教材費など)を持ってきた場合、朝のうちに提出、または担任に預ける。

(12)水筒

給水手段として水筒持参を推奨する。中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。

5 校外生活

(1)外出

「どこへ」「だれと」「何をしに」「何時に帰る」の4つのことを必ず保護者に伝えておく。

(2)通学路

登下校時は、決められた通学路を通るようにする。広がって歩く、ふざけながら歩く等、迷惑になるような歩き方をしない。また、途中で不審者に会った場合は、すぐに110番通報をするか、近くの家を助けを求め、暗くなって下校する際は、単独で下校せず友達と一緒に下校する。スクールゾーンであっても車両に気を付ける。

(3)下校時

下校途中での買い食いは禁止する。また、コンビニや路上、広場等で溜まったり遊んだりしない。

(4)外泊

生徒同士での宿泊は禁止する。保護者またはそれに関わる人と同行する。

(5)単独行動

生徒だけの登山・キャンプ・海水浴等は禁止する。

(6)自転車

自転車による事故が多発しているため、自転車を整備し、危険な乗り方(スマートフォン等を見ながらの運転・片手運転・傘さし運転・二人乗り・無灯火運転等)をしない。乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。(令和8年4月からの「自転車の新しい制度」について理解を深める。)

(7)アミューズメント施設(ゲームセンターやカラオケなど)

保護者が同伴しない18時以降の立ち入りは禁止する。

(8)スマートフォン・携帯電話

学校内に持ち込むことは禁止する。持ち込んだ時は学校で預かり、保護者に連絡する。SNSや通話アプリ等によるトラブルを発生させないよう「板橋区中学校共通 携帯・スマートフォン利用上のルール」を遵守し、適切に使用する。※事情があって持ち込む場合は、保護者から担任に申し出る。

(9)他校生徒との関わり

生徒だけで他校に行くことや、他校生徒を呼ぶことは禁止する。

「生活のきまり」につきましては令和5年3月に作成された「板橋区立学校 校則の見直しに関するガイドライン」に基づき、見直しに取り組んで参ります。

たかねっと

(高二中生徒作成の SNS ルール)

- 1 その一言で相手の人生を狂わせる！相手が嫌がる言動をやめる。
- 2 顔や本名、住所、写真の背景、制服などの個人情報、自分自身だけでなく他人のものも守るように十分に気をつける。
- 3 盗撮は人を不幸にする。
- 4 SNS に個人情報は載せない流さない。
- 5 不審なサイトを判別し、そのようなサイトへアクセスしない。
- 6 人に迷惑をかける行動はしない。
- 7 信頼できる人を見極める。
- 8 人が作ったものを勝手に使うのではなく必ず許可を取る。
- 9 道徳的に正しいと考えられる行動を取る。

板橋区立中学校共通

携帯・スマートフォン利用上のルール

【生徒が守る6つの約束】

- 1 夜10時以降は、携帯電話やスマートフォンなどの電源を切り、保護者に預けます。(パソコン等の電源も切ります。)
- 2 名前やメールアドレス及び個人が特定できる情報(電話番号・写真・動画)は公開しません。
- 3 友人や知人など、他人の個人情報(写真・動画など)を無許可で投稿しません。
- 4 SNS や無料通信アプリ(LINE など)を利用する時は、自分が言われて嫌だと思ふことは書き込みません。
- 5 危険(有害)なサイトにはアクセスしません。
- 6 困ったことや心配になることが起こったら、すぐに保護者や先生に相談します。

【保護者が守る5つの約束】

- ① 子どもの携帯電話やスマートフォンの使用状況を確認します。
- ② 約束の時刻になったら子どもの携帯電話・スマートフォンを預かります。
- ③ 子どもを有害サイトから守るためにフィルタリングをつけます。
- ④ 上記の内容を踏まえ、子どもとの約束をつくれます。
- ⑤ 携帯電話やスマートフォンを与える時は、使う者の責任を子どもに教えます。誤った使い方をした時は家庭でしっかり指導します。